

社会福祉法人大徳会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大徳会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用として明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員等報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員等に対する報酬等の額は次に定める額とする。

- (1) 理事会、評議員会等への出席に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- (2) 法人・施設業務のための出勤、出張等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員等が出張する場合は、別に定める法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年6月16日から適用する。

別表1 役員、評議員等が理事会、評議員会等へ出席のための報酬

区 分	日 額
理事会出席	5,000円
監査会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
評議員選任・解任委員会出席	5,000円
苦情解決第三者委員会出席	5,000円
入札等への立会	5,000円

別表2 役員、評議員等が法人・施設業務のための出勤、出張報酬

区 分	報 酬 (半日)
法人・施設業務のための出勤、出張	5,000円